

## 育児復帰支援プランによる支援

会社は、育児休業の取得を希望する従業員に対して、円滑な育児休業の取得及び職場復帰を支援するために、当該従業員ごとに育児復帰支援プランを作成し、同プランに基づく措置を実施する。なお、同プランに基づく措置は、業務の整理・引き継ぎにかかる支援、育児休業中の職場に関する情報及び資料の提供を含むものとし、育児休業を取得する従業員との面談により把握したニーズに合わせて定めこれを実施する。

### 南国ライフケア 株式会社 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、社員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年6月1日～令和9年5月31日までの5年間
2. 内容

目標1:産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など  
制度の周知や情報提供を行う。

<対策>

- 令和4年6月～ 法に基づく諸制度の調査
- 令和4年6月～ 制度に関するパンフレットを作成し社員に配布し周知

目標2:育児休業をしている職員に職場・業務に関する情報提供をし、円滑な  
職場復帰を支援する。

<対策>

- 令和4年6月～ 情報提供時期・内容・回数・方法などを検討
- 令和4年6月～ 情報提供に関する実施方法を職員へ周知
- 令和4年6月～ 育児休業者が出た場合に、対応していく。